







第59回
定時株主総会 招集ご通知

かどや製油株式会社

証券コード：2612

ごあいさつ



株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を6月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第59期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申しあげますので、ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

平成28年6月

代表取締役社長
小澤　二郎

目　次

第59回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類 2

事業報告
- 会社の現況 8
- 会社の状況 12

計算書類
- 貸借対照表 22
- 損益計算書 23
- 株主資本等変動計算書 24
- 個別注記表 25

監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告 39
- 監査役会の監査報告 40

証券コード：2612
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田八丁目２番８号
かどや製油株式会社
代表取締役社長　小　澤　二　郎

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
**　尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区高輪３丁目13番１号
グランドプリンスホテル新高輪３階「天平」の間
（会場を昨年定時株主総会会場から上記会場に変更しております。末尾のご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意お願い申し上げます。）

３．株主総会の目的事項
報 告 事 項　第59期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　取締役及び監査役報酬限度額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kadoya.com）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は当期純利益の40％を目処としております。ただし、業績に関わらず１株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき普通配当60円とさせていただきたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり金60円　　総額563,986,560円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	300,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、社外取締役等の増員が可能となるよう員数を10名以内から12名以内に2名増員するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。

第３号議案　監査役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（４名）が任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	西村泰彦（にしむらやすひこ） (昭和32年3月2日生)	昭和54年３月　当社入社 平成８年７月　当社営業企画部副部長兼販売企画室長 兼商品開発室長 平成13年７月　当社仙台支店長 平成15年６月　当社執行役員大阪支店長 平成20年６月　当社執行役員東京支店長 平成22年10月　当社執行役員販売推進部副部長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	2,000株
2	兼田隆（かねたたかし） (昭和23年12月7日生)	昭和42年４月　菱油販売株式会社入社 平成11年４月　同社管理部統括部長 平成15年６月　同社取締役 平成15年７月　小澤物産株式会社入社　経理財務部副部長 平成18年４月　同社理事　管理部長 平成23年６月　同社執行役員　管理部長兼物流部長 平成23年６月　当社監査役（現任） 平成25年６月　小澤物産株式会社　監査役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	松岡昌哉（まつおかまさや） (昭和34年2月7日生)	昭和56年４月　三井物産株式会社入社 昭和60年11月　同社穀油畜産営業統括部 昭和61年９月　同社飼料原料部 平成６年１月　第一ブロイラー株式会社　社長室長 平成９年７月　三井物産株式会社飼料畜産部 平成９年12月　米国三井物産株式会社ニューヨーク本店食料部 平成10年３月　同社ニューヨーク本店食料部長 平成14年３月　三井物産株式会社飼料畜産部飼料原料室長 平成21年８月　日本配合飼料株式会社常務執行役員管理本部長 平成23年４月　同社専務執行役員飼料事業本部長 平成25年４月　三井物産株式会社食糧本部長補佐 平成25年６月　当社監査役（現任） 平成27年４月　三井物産株式会社理事食糧本部長補佐 平成28年４月　同社理事食料本部長補佐（現任）	0株
＊ 4	中山裕章（なかやまひろあき） (昭和39年9月27日生)	昭和62年４月　三菱商事株式会社入社 平成23年４月　同社生活産業グループ農水産本部 穀物ユニットマネージャー 平成25年４月　同社生活産業グループ海外市場事業開発部長 平成27年４月　同社生活産業グループ生活原料本部副本部長 平成28年４月　同社生活産業グループ生活原料本部 戦略企画室長（現任）	0株

（注）１．＊は新任の監査役候補者であります。
２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．兼田隆氏は当社の特定関係事業者である小澤物産株式会社の役員（監査役）として上記の地位等を務めております。
松岡昌哉及び中山裕章の両氏は、当社の特定関係事業者である三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の業務執行者として上記の地位等を務めるとともに、過去２年間に同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
４．社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
⑴ 兼田隆、松岡昌哉及び中山裕章の３氏は、社外監査役候補者であります。
⑵ 社外監査役候補者の選任理由について
兼田隆、松岡昌哉及び中山裕章の３氏は、豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を、当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
⑶ 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
兼田隆及び松岡昌哉の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって兼田隆氏が５年、松岡昌哉氏が３年となります。
⑷ 兼田隆及び松岡昌哉の両氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任された場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。また、中山裕章氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

第４号議案　取締役及び監査役報酬限度額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬限度額はそれぞれ年額４億円、５千万円として、平成25年６月25日開催の第56回定時株主総会においてご承認を得て今日に至っておりますが、社会情勢の変化等に鑑み、一層の企業価値向上のため経営体制及び監査体制の強化を図るとともに外部から優秀な人材を獲得しやすくなるよう、取締役の報酬を年額６億円以内（うち社外取締役１億円以内）、監査役の報酬を年額１億円以内と改定させて頂きたいと存じます。

現在の取締役及び監査役の員数は、それぞれ８名（うち社外取締役２名）及び４名（うち社外監査役３名）であり、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）、監査役は４名（うち社外監査役３名）であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策により、企業収益は改善し、国内景気は回復傾向でありましたが、中国の景気減速等の世界経済の不透明感により、年初より円安株高傾向から一転し、円高株安傾向となりつつあります。日銀によるマイナス金利導入による景気対策等はあるものの、引き続き世界経済が下振れすることにより、今後の我が国の景気を下押しするリスクがあります。

食品業界におきましては、消費税増税の影響も一巡し、外食産業の復調や海外販売の拡大等により回復基調となりつつありますが、輸入仕入価格の上昇に対する販売価格への転嫁、食品偽装問題や廃棄食材の不正転売問題等に対する管理体制の強化等の問題により、今後も引き続き厳しい状況が続くと見込まれます。

このような状況下、当社は前年度から続いた原料価格の高騰に対し、ごまの持つ機能性や用途の多様性をアピールし、適正価格による販売を行いました。テレビ等メディアを通じて、健康イメージオイルがブームとなったことも重なり、特に家庭用ごま油を中心に特売が増え、ごま油の販売数量は前年同期比9.5%増、食品ごまの販売数量は前年同期比0.2%増となりました。また、売上高につきましては前年同期比12.8%増となりました。

コスト面では、燃料費や委託加工費の減少はあったものの、販売数量増加による処理量が増えたこと、支払運賃や支払保管料が増加したこと等から、売上原価は前年同期比6.5%増となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、家庭用ごま油等の拡販により拡売条件費等の販売経費が増加し、前年同期比20.5%増となりました。

この結果、売上高は27,131百万円（前年同期比3,088百万円増）、経常利益は2,282百万円（前年同期比661百万円増）、当期純利益は1,436百万円（前年同期比481百万円増）となりました。

・生産の状況

（単位：トン）

区　　分	前　　期	当　　期	対 前 期 比
ごま油生産量	22,324	24,258	108.6%
食品ごま生産量	9,231	9,159	99.2%
脱脂ごま生産量	18,545	19,828	106.9%

（注）ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	前　　期	当　　期	対 前 期 比
ごま油（百万円）	19,484	22,346	114.6%
内訳			
（ごま油（百万円））	(18,677)	(21,576)	(115.5%)
（脱脂ごま（百万円））	(806)	(769)	(95.4%)
食品ごま（百万円）	4,550	4,773	104.8%
その他（百万円）	7	11	155.8%
合計（百万円）	24,042	27,131	112.8%

②設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は1,407百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当期中に完成した主要設備
ごま油事業　　小豆島工場　　製品第二工場

ロ．当期継続中の主要設備の新設、拡充
ごま油事業　　小豆島工場　　製品第二工場充填設備

ハ．当期中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失
該当事項はありません。

③資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と契約総額3,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	3,000百万円

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第56期	第57期	第58期	第59期
	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(平成27年3月期)	(当　　期) (平成28年3月期)
売上高　(百万円)	21,435	21,890	24,042	27,131
当期純利益（百万円)	1,545	1,151	955	1,436
一株当たり当期純利益(円)	164.45	122.52	101.67	152.87
総資産　(百万円)	23,979	24,445	26,777	26,749
純資産　(百万円)	19,334	19,845	20,846	21,430
一株当たり純資産額(円)	2,056.86	2,111.25	2,217.75	2,279.95

（3）対処すべき課題

食品業界の経営環境につきましては、依然厳しく、原料価格の不安定さ、少子高齢化による国内需要の減退等により、競合メーカーとの競争激化が予想されます。このような環境下で当社は、今後もごまのトップメーカーとして邁進していくために、以下の課題について取り組んでまいります。

①コスト削減と、コストに見合った価格の実現
②国内市場では量から質への転換
③北米や欧州等の海外市場の拡販に注力
④今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の推進
⑤品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求、研究開発の推進
⑥顧客ニーズにあった新製品の開発
⑦コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるＣＳＲ（企業の社会的責任）の向上
⑧株主に利益が還元できる体制を確立するため、優れた人材を確保

当社は、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

（4）主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

（5）主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本社　東京都品川区西五反田８丁目２番８号
支店　仙台（青葉区）、東京（品川区）、名古屋（中　区）
　　大阪（吹田市）、広島（西　区）、福　岡（博多区）
工場　香川県（小豆郡）

（6）使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
275（45）名	3名増（8名増）	42.3歳	15.6年

（注）使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．会社の状況

（1）株式の状況（平成28年３月31日現在）

①発行可能株式総数　16,000,000株

②発行済株式の総数　9,400,000株

③株主数　7,245名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
三菱商事株式会社	2,477,000	26.35
三井物産株式会社	2,019,500	21.48
小澤物産株式会社	1,491,500	15.86
伊藤忠商事株式会社	300,000	3.19
国分グループ本社株式会社	300,000	3.19
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.19
株式会社Ｊ－オイルミルズ	100,000	1.06
日本山村硝子株式会社	100,000	1.06
かどや製油従業員持株会	70,900	0.75
小澤二郎	52,600	0.55

（注）１．持株比率は自己株式（224株）を控除して計算しております。
２．小澤物産株式会社は、平成28年６月１日に、小澤物産株式会社および小澤商事株式会社に会社分割を実施することを予定しています。
３．国分株式会社は、平成28年１月１日付で商号を国分グループ本社株式会社に変更しております。

（2）会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	小澤二郎	－
取締役	佐野雅明	専務執行役員・販売部門管掌兼海外営業部長兼販売推進部長
取締役	吉岡努	常務執行役員・工場長
取締役	戸倉章博	常務執行役員・管理部長
取締役	馬場宗夫	執行役員・販売業務部長
取締役	井尻尚宏	執行役員・研究部長
取締役	川上三知男	東京芝法律事務所
取締役	石塚昭夫	－
常勤監査役	西村泰彦	－
監査役	兼田隆	小澤物産株式会社　監査役
監査役	松岡昌哉	三井物産株式会社　理事食糧本部長補佐
監査役	松原良司	三菱商事株式会社　生活産業グループ生活原料本部戦略企画室長

（注）1．取締役川上三知男氏および石塚昭夫氏は社外取締役であります。
2．取締役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は川上三知男氏および石塚昭夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役兼田隆氏、松岡昌哉氏および松原良司氏は、社外監査役であります。
5．監査役松岡昌哉氏の所属する三井物産株式会社の食糧本部は、平成28年４月１日付で同社の食料本部に組織再編されております。
6．平成27年６月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役水戸優氏および小澤一彦氏は任期満了により、監査役川上泰弘氏は辞任により退任いたしました。
7．平成27年６月25日開催の第58回定時株主総会において、新たに石塚昭夫氏は取締役に、松原良司氏は監査役に選任され、就任いたしました。

8．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐野　雅明	取締役専務執行役員販売部門管掌兼販売推進部長	取締役専務執行役員販売部門管掌兼販売業務部長兼販売推進部長	平成27年４月16日
	取締役専務執行役員販売部門管掌兼販売業務部長兼販売推進部長	取締役専務執行役員販売部門管掌兼海外営業部長兼販売業務部長兼販売推進部長	平成27年５月11日
	取締役専務執行役員販売部門管掌兼海外営業部長兼販売業務部長兼販売推進部長	取締役専務執行役員販売部門管掌兼海外営業部長兼販売推進部長	平成27年10月１日
馬場　宗夫	取締役執行役員東京支店長	取締役執行役員販売業務部長	平成27年10月１日

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	10名	301百万円
（うち社外取締役）	（３）	（15百万円）
監査役	5名	34百万円
（うち社外監査役）	（４）	（10百万円）
合計	15名	335百万円
（うち社外役員）	（７）	（26百万円）

（注）１．取締役の報酬限度額は平成25年６月25日開催の第56回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は平成25年６月25日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
３．当事業年度末現在の取締役は８名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は３名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成27年６月25日開催の第58回定時株主総会をもって退任した取締役２名（うち社外取締役は１名）、および社外監査役１名を含んでいるためであります。
４．上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額74百万円（取締役６名に対し72百万円、監査役１名に対し２百万円）

5．当社は、平成21年６月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し９百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③社外役員に関する事項
イ．他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　　名	兼職する法人等	兼職の内容	当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	川上三知男	東京芝法律事務所	弁護士	記載すべき関係はありません。
取　締　役	石　塚　昭　夫	－	－	記載すべき関係はありません。
監　査　役	兼　田　　隆	小澤物産株式会社	監査役	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。
監　査　役	松　岡　昌　哉	三井物産株式会社	理事食糧本部長補佐	三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
監　査　役	松　原　良　司	三菱商事株式会社	生活産業グループ生活原料本部戦略企画室長	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　川　上　三知男	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　石　塚　昭　夫	当期に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　兼　田　　隆	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　松　岡　昌　哉	当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　松　原　良　司	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

（注）1．取締役石塚昭夫氏は、平成27年６月25日開催の第58回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の取締役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

2．監査役松原良司氏は、平成27年６月25日開催の第58回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に係る損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

（3）会計監査人の状況

①名称　　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

イ．公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26百万円
ロ．公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合　　計	26百万円

（注）１．監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ．の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（4）業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。

c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または会社の指定する弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

d 監査役、及び内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は、連携して各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。

b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。

c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。

⑤会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。当社には現在親会社及び子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、然るべき規程等を策定し、必要な体制等を整備する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。

b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

c 当社は、上記の報告を監査役に行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

a 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

b 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩財務報告の適正性を確保するための体制

社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、反社会的勢力と一切の関係を遮断している。当社は、社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き」（平成22年9月改訂）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用している。当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っている。そして、「反社会的勢力対応規程」を制定し、就業規則においても反社会的勢力に対する勤務心得を付記している。全社員が、いつ何どきにおいても、反社会的勢力が接触してきた際に適切に対応できるよう、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定して常に関係遮断を図っている。また、適時（概ね年間１回）外部の講師を招き、あるいは研修教材を用いて、当社のすべての役員・従業員を対象にした反社会的勢力との関係遮断に関する研修会を開催している。これらの施策により、当社のすべての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解している。

（5）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①職務執行の効率性及び適正性の向上

当社の取締役会は、取締役８名（うち社外取締役２名）で構成されており、その取締役会には監査役も出席しており、審議・決議の適法性及び健全性は担保されております。取締役は、取締役会を12回開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る事項をはじめ、各事業部門の業務執行状況の妥当性の確認、各種社内規程の改訂等、重要事項の審議・決議を行いました。

②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当社の監査役会は、監査役４名（うち社外監査役３名）で構成されております。監査役は、監査役会（当期12回開催）のほか、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、コンプライアンスや内部統制の運用状況について確認しました。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席して情報収集を行い、経営監視機能の強化を図っております。

③内部監査体制

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施しました。また、当社の全部門について内部監査を実施した結果を社長及び監査役に報告しました。監査の結果、業務の適正性に重要な影響を与えるリスクはありませんでした。

④財務報告に係る内部統制

監査室は、財務報告に係る内部統制が適正に運用されているか、重要な不備がないかについてモニタリングを行いました。また、監査室及び管理部を主たる部門として、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう内部統制管理チームと連携し、必要な是正・改善を進めております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**19,532**	**流動負債**	**4,456**
現金及び預金	5,084	買掛金	1,305
売掛金	5,652	未払金	1,843
商品及び製品	1,227	未払費用	57
原材料	5,887	前受金	16
仕掛品	1,059	預り金	15
貯蔵品	64	未払法人税等	598
前払費用	181	賞与引当金	326
繰延税金資産	277	役員賞与引当金	74
その他流動資産	97	その他流動負債	218
固定資産	**7,216**	**固定負債**	**861**
有形固定資産	**5,255**	退職給付引当金	790
建物	1,873	資産除去債務	51
構築物	243	長期未払金	19
機械装置	1,045	**負債合計**	**5,318**
車両運搬具	30	**(純資産の部)**	
工具器具備品	139	**株主資本**	**21,081**
土地	1,539	**資本金**	**2,160**
建設仮勘定	382	**資本剰余金**	**3,082**
無形固定資産	**28**	資本準備金	3,082
ソフトウェア	20	**利益剰余金**	**15,839**
その他	7	利益準備金	250
投資その他の資産	**1,932**	その他利益剰余金	15,588
投資有価証券	1,629	別途積立金	10,140
出資金	0	繰越利益剰余金	5,448
長期貸付金	10	**自己株式**	**△0**
長期前払費用	3	**評価・換算差額等**	**349**
繰延税金資産	71	**その他有価証券評価差額金**	**453**
破産更生債権等	60	**繰延ヘッジ損益**	**△103**
その他投資等	235	**純資産合計**	**21,430**
貸倒引当金	△77		
資産合計	**26,749**	**負債純資産合計**	**26,749**

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 貸借対照表に関する注記は27頁に記載しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**27,131**
売上原価		**18,599**
売上総利益		**8,532**
販売費及び一般管理費		**6,962**
営業利益		**1,570**
営業外収益		
受取利息及び配当金	156	
為替差益	546	
雑収入	17	721
営業外費用		
支払手数料	7	
雑損失	2	9
経常利益		**2,282**
特別損失		
固定資産除却損	20	
固定資産売却損	0	21
税引前当期純利益		**2,261**
法人税、住民税及び事業税	891	
法人税等調整額	△67	824
当期純利益		**1,436**

（注1）百万円未満の端数は切り捨て表示しております。
（注2）損益計算書に関する注記は27頁に記載しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,160	3,082	3,082	250	9,840	4,687	14,778	△0	20,020
当期変動額									
別途積立金の積立					300	△300	－		－
剰余金の配当						△375	△375		△375
当期純利益						1,436	1,436		1,436
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	300	760	1,060	△0	1,060
当期末残高	2,160	3,082	3,082	250	10,140	5,448	15,839	△0	21,081

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	555	269	825	20,846
当期変動額				
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△375
当期純利益				1,436
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△102	△373	△476	△476
当期変動額合計	△102	△373	△476	584
当期末残高	453	△103	349	21,430

（注１）百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

（注２）株主資本等変動計算書に関する注記は28頁に記載しております。

個別注記表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ　時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・製品・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　3～50年

機械及び装置　7～10年

②無形固定資産

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

（3）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
③役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
④退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（5）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 … 為替予約取引 ヘッジ対象 … 外貨建債権債務
③ヘッジ方針	社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。
④ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

（6）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	9,639百万円
（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①短期金銭債権	3,325百万円
②短期金銭債務	318百万円
（3）取締役に対する長期金銭債務	19百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	14,682百万円
仕入高	10,811百万円
営業取引以外の取引による取引高	392百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,400千株	－	－	9,400千株

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	0千株	－	0千株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	375百万円	40円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

②基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	563百万円	60円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

6．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成28年3月31日現在
（流動の部）	
繰延税金資産	
賞与引当金	100百万円
未払金	74百万円
未払事業税	39百万円
未払費用	15百万円
賃借料	0百万円
繰延ヘッジ損益	46百万円
繰延税金資産合計	277百万円
（固定の部）	
繰延税金資産	
退職給付引当金	242百万円
資産除去債務	15百万円
長期未払金	5百万円
繰延資産	1百万円
減価償却費	12百万円
減損損失	18百万円
貸倒引当金	18百万円
投資有価証券	12百万円
会員権	7百万円
繰延税金資産合計	334百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	△5百万円
株式売却益	△6百万円
その他有価証券評価差額金	△200百万円
繰延税金負債合計	△212百万円
評価性引当額	△50百万円
繰延税金資産の純額	71百万円

（2）法人実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成28年3月31日現在
法定実効税率	33.06%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.60%
住民税均等割	0.76%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.66%
その他	△0.63%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.45%

（3）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は16百万円減少し、法人税等調整額が25百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円および繰延ヘッジ損益が２百万円、それぞれ増加しております。

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に営業活動による現金収入により確保しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、与信管理部署である販売業務部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「２．重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

また、デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い商社に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。また、為替予約取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、外貨建輸出入取引実行時に海外営業部門が行っており、取引の都度、経理部門に報告をしております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴ 現金及び預金	5,084	5,084	－
⑵ 売掛金	5,652	5,652	－
⑶ 投資有価証券	1,289	1,289	－
資産計	12,026	12,026	－
⑴ 買掛金	1,305	1,305	－
⑵ 未払金	1,843	1,843	－
⑶ 未払法人税等	598	598	－
負債計	3,747	3,747	－
デリバティブ取引（*）	(150)	(150)	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴ 現金及び預金、⑵ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

⑴ 買掛金、⑵ 未払金、⑶ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約等の予定取引における当期末時点の評価差額によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金または買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金または買掛金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*）	340

（*）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	5,084	－	－	－
売掛金	5,652	－	－	－
合計	10,736	－	－	－

（注）４．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

8．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容		取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係					
その他の関係会社（当該その他の関係会社の親会社を含む）	三菱商事㈱	百万円 204,446	総合商社	（被所有）直接 26.35%	―	原材料の主要仕入先(22.6%)であり製品の主要販売代理店(15.4%)であります。	営業取引	製品の販売（注）	百万円 4,179	売掛金	百万円 725
								原材料の仕入（注）	百万円 3,637	買掛金	百万円 －
							営業取引以外の取引	交際費他（注）	百万円 0	未払金	百万円 －
	三井物産㈱	百万円 341,481	総合商社	（被所有）直接 21.48%	―	原材料の主要仕入先(44.5%)であり製品の主要販売代理店(38.7%)であります。	営業取引	製品の販売（注）	百万円 10,499	売掛金	百万円 2,599
								原材料の仕入（注）	百万円 7,174	買掛金	百万円 264
							営業取引以外の取引	販売手数料他（注）	百万円 2	未払金	百万円 0
	小澤物産㈱	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	（被所有）直接 15.86%	役員1名	製品の保管荷役及び運送委託	営業取引	製品の販売（注）	百万円 2	売掛金	百万円 0
							営業取引以外の取引	支払運賃他（注）	百万円 390	未払金	百万円 53

（注）上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売及び原材料の購入についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

9．1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	2,279円95銭
⑵	1株当たり当期純利益	152円87銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 退職給付に関する注記

（1）採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度に加えて、酒フーズ厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針第33項の例外処理に該当する制度であります。

また、当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成20年10月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。

（2）簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	平成28年3月31日現在
退職給付引当金の期首残高	754百万円
退職給付費用	81百万円
退職給付の支払額	△45百万円
退職給付引当金の期末残高	790百万円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	平成28年3月31日現在
積立型制度の退職給付債務	790百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	790百万円

	平成28年3月31日現在
退職給付引当金	790百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	790百万円

（3）退職給付費用に関する事項

	平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで
勤務費用	81百万円
小　計	81百万円
総合型厚生年金基金への拠出額	93百万円
従業員拠出金	△27百万円
小　計	65百万円
退職給付費用	146百万円
その他	11百万円
合　計	157百万円

（注）厚生年金基金の代行部分を含めて表示しております。
「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

（4）要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

①積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	66,367百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備期の額との合計額	69,003百万円
差引額	△2,635百万円

②制度全体に占める当社の拠出金割合（平成27年3月31日現在）

2.4%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,301百万円、当年度剰余金5,532百万円、別途積立金1,134百万円であります。

12. 資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成28年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

小豆島工場等の石綿障害予防規則及び建設リサイクル法に伴う撤去費用等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて９年から50年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した利付国債の流通利回り0.56％から1.98％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	74百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△4百万円
資産除去債務の取崩による減少額	△23百万円
期末残高	51百万円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

かどや製油株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　上　亮比呂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　永　田　　立　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月16日

かどや製油株式会社　監査役会

常勤監査役　西　村　泰　彦　㊞

監　査　役　兼　田　　隆　㊞

監　査　役　松　岡　昌　哉　㊞

監　査　役　松　原　良　司　㊞

（注）監査役兼田隆、監査役松岡昌哉及び監査役松原良司は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上



株主総会会場ご案内図

場所　東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪
3階「天平」の間

交通

1 東海道新幹線・JR線　品川駅【高輪口（西口）】
京浜急行線　品川駅【高輪口】
より徒歩約8分

2 都営地下鉄浅草線　高輪台駅【A1出口】
より徒歩約6分

※開催場所が前回の会場とは異なります。
左記のご案内図をご参照ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。



かどや製油株式会社

〒141-0031　東京都品川区西五反田8丁目2番8号
tel.03-3492-5545　fax.03-3492-5985
http://www.kadoya.com